

## タンチョウも住めるまちづくりサポーター制度に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「タンチョウも住めるまちづくり」の取組の普及啓発及び取組へ親しみを持ってもらうことを目的に設置するタンチョウも住めるまちづくりサポーター制度の運用に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 タンチョウも住めるまちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）とは、次に掲げる要件を満たす個人又は企業・団体とする。

- (1) タンチョウも住めるまちづくりについて理念や取組内容を理解し賛同するもの
- (2) 自らの生活や事業活動の中で取組の普及啓発に取り組むことに意欲のあるもの

### (登録手続)

第3条 前条に規定する登録要件を満たし、サポーターとして登録を希望する者は、タンチョウも住めるまちづくりサポーター登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、審査の結果を、タンチョウも住めるまちづくりサポーター登録可否通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

### (登録の変更)

第4条 サポーターは、登録事項に変更が生じたときは、タンチョウも住めるまちづくりサポーター登録変更届（別記様式第3号）により速やかに町長に届け出るものとする。

### (登録の取消し)

第5条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、サポーター登録を取り消すものとする。

- (1) サポーターが、タンチョウも住めるまちづくりサポーター登録取消届（別記様式第4号）により、町長に取消しを届け出たとき。
- (2) サポーターが、死亡又は解散したとき。

(3) 町長が、サポーターとして不相当と認めたとき。

(関連情報の配信)

第6条 町長は、タンチョウも住めるまちづくりに関連するイベント開催等の情報を、登録したメールアドレスに随時配信する。

(ロゴマークの使用)

第7条 サポーターは、タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 ロゴマークの使用に当たっては、別に定める、タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領（平成31年2月28日制定）に従わなくてはならない。

(サポーター名簿への掲載)

第8条 町長は、長沼町ウェブサイト上のサポーター名簿へ登録名を掲載するものとする。

2 掲載を希望しない者は、掲載を拒否することができるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 町長は、登録申込書に記入された個人情報をタンチョウも住めるまちづくりサポーター制度以外の目的で使用してはならない。

(庶務)

第10条 タンチョウも住めるまちづくりサポーター制度に関する事務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

[別添参照]

別記様式第2号（第3条関係）

[別添参照]

別記様式第3号（第4条関係）

[別添参照]

別記様式第4号（第5条関係）

[別添参照]